

令和8年度 かわさき基準(KIS)認証福祉製品 公募要領

概要

対象製品

「介護保険の対象となる福祉用具、障害者総合支援法に基づく補装具・日常生活用具」、「共用品、ユニバーサルデザイン製品」、「自助具、介護・介助支援機器」など、製品及び付属する関連サービス

対象企業

※いずれか1つに
当てはまること

- ① 川崎市内に事業所等の拠点をもち、申請製品の開発や製造を行う企業
- ② 川崎市内に拠点をもち、申請製品の販売を行う企業
- ③ 川崎市内への拠点の立地を具体的に検討している川崎市外の企業
- ④ 川崎市内に拠点をもち、共同で申請製品を開発している川崎市外の企業

公募期間

令和8年6月10日（水）～令和8年7月24日（金）

申込方法

下記URLをご確認のうえ、申請書類等を提出先にアップロードしてください。
<https://www.seedplanning.co.jp/forms/r8kis/surveys/q>

申請書類等

- 提出物チェックリスト
- 申請書（様式1）
- 基本情報・審査情報シート
- 製品のカタログ又はパンフレット
- 取扱説明書又はこれに代わるもの
- 製品の購入・利用時に同意書等を取得する場合、その書類
- 説明書等に基づき製品を使用する様子を写した動画（最長2分程度）
- 公開用製品画像（複数種類）
- 会社案内又はこれに代わるもの
- 生産物賠償責任保険の証明書（写）又はそれに類するもの
- 公的試験場で安全基準に関する検査を実施している場合はその書類（写）
- モニター評価を実施している場合、その結果が分かる資料

かわさき基準（KIS）認証取得のメリット

- ① 川崎市HP・パンフレットへの掲載のほか、川崎市による製品の認知度・販売数向上に向けた普及・広報支援を受けることができます。
- ② 「川崎市福祉製品導入促進補助金」の助成対象製品となります。
- ③ 市主催の展示会への出展機会があります。
- ④ 「かわさき基準（KIS）」ロゴマークを使用した広報が可能になります（KISは福祉用具情報システム（TAIS）にもロゴマークを掲載しています。）。

認証審査スケジュール



審査の流れと詳細

Step
1

製品（デモ機）搬入について（8月上旬）

事務局と調整の上、有識者からの意見聴取（懇談会）やモニター評価、ウェルテック評価で必要となる製品（デモ機）を搬入していただくとともに、使用方法等を確認します。

第一次審査について

申請書類や動画、搬入頂いたデモ機の体験等に基づき、有識者からの意見聴取、庁内審査を経て、第一次審査通過製品を決定します。

第二次審査について

① モニター評価（必須）

福祉施設等において高齢者、障害者、介助者が製品を使用し、感じた効果・効能等をKIS認証の8つの理念に基づき評価。（定性評価）

② ウェルテック(※)評価（必要に応じて実施）

製品の特性や内容により、必要に応じて実施する製品の安全性・性能等の検証評価（定量評価）

(※)「Kawasaki Welfare Technology Lab」（略称ウェルテック）は、川崎市・東京科学大学・産業技術総合研究所の三者が共同で運営する福祉製品等の開発支援施設です。ウェルテックは高齢者施設等を模した模擬環境ラボとなっており、科学的知見に基づき、製品を使用した際の生活行動分析を通じた製品の安全性・性能等の検証を実施し、事業者を検証結果のフィードバックをすることが可能です。

上記、①・②の評価結果に基づき、有識者からの意見聴取、庁内審査を経て、認証製品が決定します。

Step
2

認証製品決定について

認証製品は、川崎市ホームページ（HP）等において発表することに加え、令和9年3月18日に開催予定の「令和8年度かわさき基準認証式」において認証書を授与いたします。

Step
3

フィードバックの実施

認証の取得結果に関わらず、モニター評価での意見を全申請者にフィードバックします。

申請等に関する
お問合せ先
（事務局）

株式会社シード・プランニング

〒113-0034

東京都文京区湯島3-19-11 湯島ファーストビル 4階

(TEL) 070-7416-1242

(MAIL) kawasaki-ci@seedplanning.co.jp

本事業HP



事業の趣旨に関する
お問合せ先

川崎市経済労働局イノベーション推進部 成長産業担当

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

(TEL) 044-200-3226

(MAIL) 28innova@city.kawasaki.jp

目次

ページ番号

1	はじめに	1
2	募集対象製品	2
3	募集対象者	2
4	審査の流れ	3
5	審査の視点	3
6	申請にあたっての注意事項	4
7	Q&A	5
8	基本情報・審査情報シート 記載のポイント	7

1 はじめに

川崎市は「自立支援」を中心概念とする8つの理念で構成された「かわさき基準（KIS）」に基づき、優れた福祉製品等の認証を行っています。

平成20年度から始まった「かわさき基準（KIS）」認証事業は、令和7年度までの18年間で累計308製品を認証しています。

また、令和3年度に開設した「Kawasaki Welfare Technology Lab」（ウェルテック）では、認証審査の過程で一部製品に対し、ウェルテックにおける安全性・性能等評価を実施するなど、福祉施設等におけるモニター評価を組み合わせることで、かわさき基準の理念への適合や、製品の機能等の有効性を多角的に評価しています。

令和8年度におきましても、川崎市内企業等を中心に優れた福祉製品等の募集を行いますので、本公募要領に従ってご応募ください。

※ 本公募要領は、本事業の目的、概要、対象製品、応募資格、応募方法及びその他留意点を記載しています。

かわさき基準（KIS）が大切にしている考え方

かわさき基準は、福祉先進国であるスウェーデンにおける福祉の基本方針、理念を参考としつつ、我が国の「介護保険における理念」も包含しながら「自立支援（※）」を中心とした以下の8つの理念により構成されています。

「かわさき基準」が定める高齢者や障害者、介護者、介助者の視点に立った「自立支援」を中心とする8つの理念に基づく、革新的な福祉製品を募集します。

理念	概要
人格・尊厳の尊重	利用者の人格や尊厳が尊重されていること
ニーズの総合的把握	利用者の心理的・身体的・社会的ニーズを総合的に捉えていること
利用者意見の反映	福祉製品の開発過程に利用者が参加し、その意見が反映されており、利用者が利用したくなるような福祉製品であること
自己決定	サービスの提供過程において、十分な説明と理解がなされ、利用者本人の自己決定に基づいて行われるよう配慮されていること
活動能力の活性化	利用者の残存能力を引き出し、心理的・身体的・社会的活動能力が活性化されるように配慮されていること
利用しやすさ	必要なサービス・相談・アフターフォローが利用者の身近なところで速やかに提供されていること
安全・安心	サービスの提供過程において、安全・安心が保障されていること
ノーマライゼーション	できる限り住み慣れた環境で社会生活を営むことができるように配慮されていること

（※）自立支援：ここでいう「自立」とは、すべてを自分でできることを意味するのではなく、「自らが望む」、「主体的に選択、自己決定できる」ことであり、家族や地域が協力することも含めて実行、実現できることを指します。

2 募集対象製品

※ 1社につき申請可能な製品数は2製品までです

①～④の全てに当てはまり、かつア～ウのいずれかに当てはまるもの

- ① 生活場面において活用することで利用者の自立支援を促進することができる製品
- ② 令和8年6月10日（水）までに販売開始し市場に導入されている製品
- ③ 令和8年6月10日（水）までに日本での販売実績がある製品
- ④ 令和9年2月中旬までに「令和8年度かわさき基準認証福祉製品」として公表でき、かつ公開展示できるもの。

ア

介護保険における福祉用具、
障害者総合支援法に基づく
補装具・日常生活用具

イ

共用品・ユニバーサル
デザイン製品

ウ

自助具、介護・介助
支援機器

【認証対象外製品】

- 健康増進のみを目的とする製品で、利用者本人や介助者への検証結果のフィードバックが困難なもの 例) マッサージ機・健康食品等
- モニター評価等の実施が困難なもの
例) モニターに過度な負担がかかる。または、安全面でリスクが想定される製品
- 付属品や製品として独立していないもの 例) 部品
- 使用場面が理学療法士や作業療法士等のリハビリテーション職が提供するリハビリテーションに限定される製品（一定の資格・知見を有していなければ使用できない製品等）
- 医薬品医療機器等法における「医療機器」として登録されている製品

※ 申請予定の製品が対象外となる場合があるため、事前に確認が必要な場合は、事務局にお問合せください。

3 募集対象者

かわさき基準の理念に該当する福祉製品を製造・販売している国内の会社であり、①～④のいずれかに該当する企業が対象

- ① 川崎市内に事業所等の拠点をもち、申請製品の開発や製造を行う企業
- ② 川崎市内に拠点をもち、申請製品の販売を行う企業
- ③ 川崎市内への拠点の立地を具体的に検討している川崎市外の企業（※1）
- ④ 川崎市内に拠点をもち、共同（※2）で申請製品の開発をした川崎市外の企業

注 意 事 項

（※1）

立地の具体的な検討については、認証期間の令和9年度からの3年間で明確な進展がみられる等の展望がある場合を想定しています。（申請後検討等は対象外です。）

（※2）

共同での製品開発とは、申請製品について、技術分野での連携等による開発をしている場合を想定しており、市内施設でのモニター評価等は含みません。例えば申請製品のために市内企業が独自技術を用いた製品を開発し、申請企業の製品がその一部となっている場合等が該当します。

（その他）

※ 海外で製造された製品の場合、国内代理店からの申請のみ受け付けます。海外事業者から直接の申請はできません。

※ NPO法人、任意団体、個人事業主等が福祉製品を製造・販売している場合についても代理店からの申請を受け付けます。NPO法人等から直接の申請はできません。

4 審査の流れ

8月～9月
第一次審査

10月～2月
第二次審査

3月
認証決定

申請書類・デモ機等による審査

外部有識者による懇談会及び庁内審査会で審査を実施し、二次審査に進む製品を決定します。

【注意事項】

- ① 申請後、事務局と調整の上デモ機を貸出いただけます。
(大型・高額製品等、貸出が難しい場合は事前にご相談ください。)
- ※ モニター評価先選定時の体験展示に使用させていただく場合がございます。
- ※ 製品が認証された場合、令和9年3月18日開催予定の認証式会場で展示していただきます。
- ② デモ機はモニター期間を通じて最長で令和9年2月末までお借りする可能性があります。ご了承ください。
長期の貸出が困難な場合等は、個別にご相談ください。
- ③ 消耗品等は返却出来かねますのでご了承ください。
- ④ 製品の貸出・返却に要する費用は全て申請者負担となります。

モニター評価及びウェルテック評価の実施

川崎市内の福祉施設等において高齢者、障害者、介護者、介助者の目線でモニター評価を実施するほか、ウェルテックによる製品の安全性、性能等の検証実施評価結果などを踏まえ、懇談会及び庁内審査会において審査を実施します。

【注意事項】

- ① モニター評価は原則3施設以上で行います。そのため最低3台を、最長で令和9年2月末までご用意いただく必要があります。
- ② モニター評価にあたり、製品使用に必要な消耗品も提供いたします。
- ③ 製品の特性や内容により、ウェルテック評価が必要と判断した場合、第一次審査時提出のデモ機を活用し、評価を行います。
※ 評価が不要、もしくは出来かねる製品はモニター評価のみ実施
- ④ モニター評価開始前に申請者と評価先で「覚書」を締結します。
「覚書」の様式を申請時に必ずご確認ください。原則指定の様式で実施いたします。

認証製品発表 認証式の開催

認証製品は川崎市ホームページ等で公開し、認証式で認証書の授与を行います。
また、認証可否に関わらず、モニター評価結果のフィードバックを行います。

【注意事項】

- ※ 認証企業には認証式後に、KISのロゴマークデータを提供します。
ロゴマークはガイドラインの内容を踏まえ、広報等に使用することができます。

※インターネット接続が必要な製品の場合、必ずWi-Fiと周辺機器のご用意を併せてお願いいたします。

5 審査の視点

以下の4つの視点で審査を実施します

基本的視点

- ① かわさき基準の理念に適合しているか
- ② 製品の活用による将来的な福祉課題への対応に具体性があるか

産業的視点

具体的な福祉課題に新技術や既存の技術をどのように対応させ課題を解決しているか

社会的視点

モノ（製品）の活用により、「新たな在宅ケアモデルの構築」、「介護者・介助者負担の軽減」、「インクルーシブ社会（※）の実現」のいずれかに該当する新たな社会モデルの構築に向けて価値の提案を行っているか。

（※）障害の有無に関わらず活躍できる社会

新規的視点

ニーズを捉え、潜在化していた価値を新しい価値として生み出しているか

6 申請にあたっての注意事項

申請にあたり、以下の点を熟読のうえ申請をお願いいたします。

(1) 費用負担について

申請費用は無料ですが、デモ機の搬入・返却に要する費用、モニター評価実施にかかる諸費用、かわさき基準認証式等における展示に要する費用等、認証取得の審査時にかかる費用は申請者負担となります。

(2) 情報公開について

認証された製品に関して申請者から提供された情報（製品画像、製品PR、販売価格等）のうち公開と記載しているものについては、かわさき基準認証事業の広報のために使用いたします。また、認証審査終了後に認証福祉製品について、評価結果の概要を川崎市ホームページにて公開します。

なお、申請者から提供された情報（製品画像、製品PR、販売価格等）及びその審査内容については、認証に至らなかった製品を含め、当該製品の申請者以外からの開示請求には一切応じません。

(3) 守秘義務について

川崎市及びかわさき基準認証審査等の業務に係る関係者は、申請者に関する非公開情報や審査を通じて得られた秘密情報について、守秘義務を負います。

(4) 申請者の責任に帰する事項

申請製品に関する知的財産権、品質、性能、安全性等の要件やその販売に関して生じた問題責任については、申請者が負うものとし、川崎市はその一切の責任を負いません。また、かわさき基準の申請により生じた紛争についても、川崎市ではその一切の責任を負いません。

(5) 認証の取り消し

下記のような事実が判明した場合、川崎市は認証を取り消すことができます。

- ① 認証福祉製品が、かわさき基準に適合しなくなったとき
- ② 認証事業者の申請に係る不誠実行為が判明したとき
- ③ 認証事業者が認証マークを不正使用したとき
- ④ 認証事業者が事業活動を中止したとき
- ⑤ 認証事業者が、公序良俗に反し、又はその恐れがあると認められるとき

(6) 認証期間について

認証期間は製品を認証した年度の翌年度から3年間となります。認証期間満了年度に川崎市より連絡をしますので、更新を希望する場合は更新時審査を実施し、更新を決定します。

(7) 認証取得後の対応について

認証取得後、川崎市から認証製品を周知・宣伝するための広報物作成に関する情報提供依頼や、川崎市主催イベントへの出展依頼などの連絡を行うことがあります。貴社担当者におかれましてはご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

また、製品の名称や価格、仕様等の変更や認証事業者の名称、担当者の変更等がありましたら、速やかに川崎市への連絡をお願いします。

7 Q & A

申請について

Q 応募締切日までに販売が開始されていれば申請できるか。

A 公募開始日までに申請製品が市場に流通している必要があるため、申請対象外です。
また、申請製品がアプリケーション等の場合、試用版や無料公開版の場合は申請対象外です。

Q 開発中の製品は申請できるか。

A 公募開始日までに販売を開始し市場に流通していること、かつ、日本での販売実績がある製品が条件となるため、申請対象外です。

Q 自社の製品が募集対象製品に該当するか判断できない。

A 判断に迷った際は事前に事務局にご相談ください。

Q 医療機器として登録しているが、医療機関で使用する製品ではない。それでも対象外か。

A 医薬品医療機器等法における「医療機器」は全て対象外となります。

Q 事業所等の拠点がある場合とは、具体的にどのような場合か。

A 製造拠点、営業拠点等、事業所の種別は問いません。なお、必ずしも本社が川崎市内に立地している必要はありません。

Q 製品の販売を行う企業が申請した場合、メーカーは登録されないのか。

A 申請製品を取り扱う川崎市内の販売代理店が申請し、製品が認証された場合、申請者である販売代理店を認証事業者として登録し、認証書を授与します。そのため市のHPやパンフレットにおける掲載も同様となりますのでご了承ください。

Q 川崎市内に拠点の立地を検討している場合とは具体的にどのような場合か。

A 具体的な定めはありませんが、申請時から3年以内に事業所等を設置する計画が明確化しているなど、拠点形成について申請企業内で具体的に話が進展しており、社内での合意が取れている等の状態であることが望ましいです。申請書の記載例に基づき、ご記入ください。

Q 共同で申請製品を開発している場合とは具体的にどのような場合か。

A 開発に際し技術的な協業をしている場合を指します。例えば、製品が作動するためのプログラムの開発、製品デザインの製作、申請製品独自の部品の製造などがあげられます。「川崎市内の福祉施設等で実証し、専門職等から意見をもらった。」などの定性的な評価に関する協力は対象外となります。

Q 申請時に動画を提出する必要があるのは何故か。

A 審査過程において、製品の特長などの理解を深めるため、申請製品がどのような形で活用されるか、実際に確認する必要があるほか、モニター評価の選定先を決定する際の参考とするため、ご提供をお願いしております。

動画の作成や準備等が困難な場合、資料提出前に事務局までご相談ください。

Q 申請時に提出する画像はどのようなものを選定すればよいか。

A 画像の使用目的としては、審査時やモニター評価先への製品説明資料や認証式に掲示するポスターに使用します。そのため、**製品の全体が分かる画像と、使用場面が分かる画像**の2種類以上の提出をお願いします。なお、詳細な要件についてはP8「基本情報・審査情報シート 記載のポイント」の(4)「公開用画像／審査用動画」をご確認ください。

Q デモ機の貸出に関して、具体的にどれくらいの期間貸出しを行う必要があるか。

A 申請受理後、8月上旬に、申請製品1台及び製品の性能を全て把握することができる周辺機器(Wi-Fiやデータ閲覧用端末)等を、審査が終了する2月末までお借りします。デモ機は有識者等による懇談会や庁内審査会、ウェルテック評価に使用いたします。(第一次審査通過が適わなかった場合、9月末頃に返却いたします。)

モニター評価で複数施設等に貸出しする機器は**デモ機とは別に3～5台**を、周辺機器含めてご用意いただく必要があります。**モニター評価を実施する10月頃から2月末まで**貸出いただくため、製品の確保をお願いいたします。必要台数の機器が用意できない場合、審査を出来かねる場合がございますのでご注意ください。

(大型の製品や高額な製品については別途ご相談となります)

7 Q & A

モニター評価について

Q モニター評価の流れについて知りたい。

- A 以下の通り予定しております。モニター評価用の機器について、前項の通り通常の機能を使用するために実機以外に必要な機器がある場合、ご用意をお願いいたします。
(例) 見守りセンサー等で検知した情報を送受信するための電子機器 (スマートフォン、パソコン、Wi-Fiなど)

申請書の内容に基づき、実施先を選定、依頼

実施確定後、申請者と実施先で「覚書」を締結

実施先に製品を搬入 (もしくは郵送) し、使用方法の説明を実施

約1か月間
評価を実施

評価終了後、製品を搬出 (もしくは郵送)

Q 覚書とは何か。

- A 製品を使用する際、利用者の安全を確認するものとなっております。申請者とモニター評価実施先で締結していただきます。原則、市が指定する様式で締結します。
※ 様式は市ホームページに別途掲載

Q モニター評価実施先に結果をヒアリングできるか。

- A かわさき基準の審査期間中及び審査後に実施先に評価結果を直接ヒアリングする行為はご遠慮いただいております。モニター評価結果の内容は認証の取得結果に関わらず、事務局より全申請事業者にフィードバックします。

Q モニター評価期間中に生じたトラブルの対応について

- A 実施先から事務局に連絡が入った後、内容によっては申請者に対応をお願いする場合がございます。安全なモニター評価の実施にご協力をお願いいたします。

かわさき基準認証式について

Q かわさき基準認証式の参加は必須か。

- A 認証を取得した場合、認証式への参加は**必須**です。当日は認証書の授与と記念撮影がありますので、参加をお願いいたします。
なお、今年度のかわさき基準認証式は**令和9年3月18日(木)**の開催を予定しています。

Q かわさき基準認証式での製品展示は必須か。

- A かわさき基準認証式での製品展示は**必須**となります。展示ブース等は事務局側が用意いたします。ブース出展の費用はかかりませんが、当日の製品搬入・搬出にかかる費用は申請者側に負担いただくこととなります。
当日は川崎市長がブースを訪問して、実際に製品を使用することを想定していますので、ご対応をお願いします。



令和7年度かわさき基準認証式
集合写真



川崎市長の展示ブース訪問

8 基本情報・審査情報シート 記載のポイント

※HP掲載の【記載例】もご参照ください。 公開情報には（公開）マークを入れています。
※指定のURLより、データをアップロードしてご提出ください。

1. 基本情報

申請事業者の情報や申請製品の製品情報について記載する項目です。

(1) 基本事項

- ① 事業者名 (公開)
- ② 代表者職・氏名【役職・氏名・ふりがな】 (公開)
- ③-1 所在地 (公開)
- ③-2 【該当者のみ】川崎市内事業所所在地
- ③-3 【該当者のみ】川崎市内にある事業所名を記載
- ④ 問合せ先電話番号 (公開)
- ⑤ 担当者名、担当者住所・問合せ先 (非公開)
- ⑥ 申請者の要件 (プルダウンより選択)

※担当者名には申請手続について、川崎市・事務局とのやり取りを行う実務担当者を記載ください。

【該当者のみ】

- ⑦ 開発・製造事業者名 (公開)
- ⑧ 代表者名【役職・氏名・ふりがな】 (公開)
- ⑨ 所在地 (公開)
- ⑩ 問合せ先 電話番号 (公開)
- ⑪ 担当者名、担当者住所、問合せ先 (非公開)
- ⑫ 川崎市内への拠点の立地に関する具体的な検討状況 / 具体的な協業内容

(2) 製品の基本情報

- ① 製品名 (公開)
- ② 製品PR (15字程度) (公開)
※ 製品を一言で説明できるキャッチフレーズをお願いします。
この内容がパンフレットやポスター等で使用されます。
- ③ 型番 (公開)
- ④ 製品の種類 (公開)
「福祉用具・障害者総合支援法に基づく補装具・日常生活用具」、「共用品・ユニバーサルデザイン製品」「自助具、介護・介助支援機器」から該当するもの1つを選択 (必須)
- ⑤ 介護保険対象 (公開)
介護保険を利用して購入・レンタルできる製品は対象を選択してください。
- ⑥ コード番号 (公開)
コード番号の有無を選択のうえ、有の場合はコード番号を記入してください。
※ (公財)テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システム () 上の製品管理コード。
5桁の企業コードと6桁の福祉用具コードの合計11桁のコード (XXXXX-XXXXXX) で構成
- ⑦ 補装具・日常生活用具対象 (公開)
※ 「対象 (補装具)」、「対象 (日常生活用具)」、「対象外」から該当するもの1つを選択 (必須)
対象自治体名 (主なもの) (非公開) ※ 実際に補助が出ている自治体があれば記載
- ⑧ JIS・ISOコード取得の有無 (非公開)
- ⑨ 海外の認証コード取得の有無 (非公開)
認証コード名 (主なもの) (非公開)
- ⑩ 対象製品の知的財産権の有無 (非公開)
特許権の有無 (「有」の場合) 登録番号・出願番号、特許権の内容
商標権の有無 (「有」の場合) 登録番号・出願番号、商標権の内容
- ⑪ 製造上の責任を負う事業者名 (非公開)
※ 対象製品の販売・提供にあたり、必要な法規等があれば併せて記載してください。

(3) 製品の概況

- ① 仕様 (300字程度) (公開)
寸法 (縦×横×高さ)、重量、面積や製品を特徴付ける素材、製品利用に必要な電力量など、仕様に関する事項を300字程度で記載してください。

8 基本情報・審査情報シート 記載のポイント

※HP掲載の【記載例】もご参照ください。 公開情報には（公開）マークを入れています。
※指定のURLより、データをアップロードしてご提出ください。

- ② 販売開始年月（公開）
販売開始年月を和暦で記載してください。 例）令和7年4月
- ③ 販売状況（非公開）
昨年度（直近の年度）販売数、累積販売数、主な販売先（在宅、施設種別）を記載してください。
- ④ 販売目標（100字程度）（非公開）
認証後（令和9年度）の目標販売数を記載してください。 なお、販売目標は認証更新の審査時（3年後）の参考指標とさせていただきます。
- ⑤ 販売対象地域（公開）
「国内のみ」・「国内・海外」を選択してください。
※ 国内での販売は必須です。海外を販売対象としている場合、国内・海外共通仕様の場合のみ対象とします。
- ⑥ 販売価格（希望小売価格）（公開）
販売価格（希望小売価格）を 税抜価格で記載し、課税区分を選択してください。
例）10,000円（課税区分：課税）
10,000円（課税区分：非課税）
※ 公開する販売価格（希望小売価格）をオープン価格（価格要問合せ）等とする場合はあわせて、「一般的な販売価格」を記載してください。「一般的な販売価格」は、モニター評価及び懇談会の審査に使用しますが、HP等では非公開となります。
※ 介護保険法に基づく福祉用具貸与の対象となる場合、テクノエイド協会のホームページで公開されている最頻価格及び平均価格をそれぞれ記載してください。
また、貸与の場合も課税・非課税の有無をそれぞれ選択してください。
- ⑦ 製品の利用条件（100字程度）（公開）
利用方法や場面、利用者制限（身長・体重・可動域等）の有無、インターネット環境や電源の有無等の条件を記載してください。
※ モニター評価（第二次審査）の評価実施先選考の参考にしますので、具体的に記載してください。

（4）公開用画像 / 審査用動画

- ① 公開用画像（公開）
写真1：ウェブ公開用画像
写真2：展示体験会チラシ及びかわさき基準認証福祉製品パンフレット掲載画像
写真3：製品を使用している状況が分かる画像
その他：ウェブ開発・販売チームの写真など

【画像に関する補足事項】

- 画像はJPEG形式RGBカラー、解像度350dpi程度、ファイルサイズ1MB程度としてください。
- 画像のファイル形式は「jpg」形式としてください。
- 認証時のウェブサイト公開写真は、必要に応じてリサイズして使用します。

② 審査用動画（公開）

- 動画：製品を使用している様子が見える動画（MP4形式）
その他：製品のプロモーション（イメージ）動画（MP4形式）

【動画に関する補足事項】

- 動画は最長2分程度のもので、必ず使用している状況が分かるものとしてください。
- 動画はオフライン環境で使用しますので、Youtube等の動画配信サイトの視聴用URL送付は対応できかねます。

8 基本情報・審査情報シート 記載のポイント

※HP掲載の【記載例】もご参照ください。公開情報には（公開）マークを入れています。
※指定のURLより、データをアップロードしてご提出ください。

2. 審査情報

審査に関する事項について記載する項目です。

(1) 製品の概要

① 製品概要（300字程度）（公開）

製品の概要について、一般の方にも分かるよう、簡潔明瞭に記載してください。

② 想定する利用場面

i) 想定する利用場面【カテゴリー】（公開）

想定する利用場面を「移動・移乗」、「排泄」、「更衣・整容」、「自助具等」、「睡眠」、「見守り」、「コミュニケーション」、「姿勢保持」、「住宅等」、「リハビリ&レクリエーション」、「介護業務支援」、「入浴」、「視覚」、「その他」から選択してください。

ii) 想定する利用場面【環境】（公開）

想定する利用場面を「在宅」、「施設」、「在宅と施設の両方」から選択してください。

③ 想定する利用者（50字程度）（公開）

想定する利用者を50字程度（複数可）で簡潔に記載してください。モニター評価（二次審査）の評価実施先選考の参考にしますので、具体的に記載してください。

【記載例】

- ・ 加齢による身体機能、加齢による認知機能低下
- ・ 四肢等の身体障害（片麻痺、全麻痺（脊損・頸損など）、ALS、リウマチその他）
- ・ 視覚障害・聴覚障害・言語障害
- ・ 内部障害（内臓機能疾患）
- ・ 知的障害・発達障害・精神障害

④ 想定する利用場所（50字程度）（公開）

想定する利用場所を50字程度（複数可）で簡潔に記載してください。モニター評価（二次審査）の評価実施先選考の参考にしますので、具体的に記載してください。

【記載例】

- ・ 高齢者施設（特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、グループホーム等）
- ・ 通所系高齢者施設（デイサービス事業所等）
- ・ 障害者施設（通所・入所）
- ・ 在宅（インターネットの環境のある屋内）

⑤ 想定する利用シーンの具体例（公開）

①～④を踏まえた、具体的な製品の利用シーンや購入者の利用用途について記載してください（200字程度）

【記載例】

・ 高齢者施設（特にグループホーム）において、加齢により身体機能が低下している方の●●場面で、製品を利用して●●することにより当事者が●●●●●●した状態で●●●●●●ことが出来るようにする。また、●●●施設から、●●●●●●のために使用したい、という目的で購入いただくことが多い。

(2) 製品の詳細

① 開発の背景（200字程度）（公開）

製品開発・販売を始めるまでの市場動向や社会背景、開発・販売を始めたきっかけについて200字程度で記載してください。

② 企画・開発・販売の意義（200字程度）（公開）

製品の企画・開発・販売によって、ユーザーや社会に対して新たに提案・提供しようとした価値や、その提案・提供によって得ようとした効果について記載してください。

8 基本情報・審査情報シート 記載のポイント

※HP掲載の【記載例】もご参照ください。 公開情報には（公開）マークを入れています。
※指定のURLより、データをアップロードしてご提出ください。

2. 審査情報

(2) 製品の詳細

③ 創意工夫（200字程度）（公開）

製品の企画・開発において、新技術や既存の技術を応用した点など創意工夫を行った事項について記載してください。

④ 社会へのメッセージ（300字程度）（公開）

具体的に社会に対して提案・提供している価値やその提案によって得られる効果などを300字程度で記載してください。

⑤ 事故の発生状況（100字程度）（非公開）

申請製品について、事故が発生したことがある場合は、その件数及び事故の内容を100字程度で具体的に記載してください。なお、事故の発生した実績がない場合は、「事故の発生した実績はありません。」と記載してください。

(3) かわさき基準の理念との適合（全て非公開）

理念1：人格尊厳の尊重

① 利用者の人格、人権等に配慮した点（200字程度）

利用者の人格や尊厳に配慮した点、ライフサイクル（日常生活）に対して配慮した点を記載してください。

【記載例】

- ・ 利用者が恥ずかしさを感じたり、使用を躊躇するようなことがないように製品に●●●の要素を追加した。
- ・ 利用者の日常生活のパターンを壊さないように●●●ができるように配慮した。

理念2：ニーズの総合的把握

② 把握した利用者ニーズ（50字程度）

製品開発において把握した利用者ニーズを簡潔に記載してください。※3つまで記載できます。

【記載例】

- ・ 障害があっても「前向きな気持ちで外出したい」という心理的ニーズ
- ・ 下肢障害があっても「自分で移動したい」という機能性に関する身体的ニーズ
- ・ 地震や火災などのもしもの時に「防災にも活用できる」という社会的ニーズ

③ ニーズを製品に反映した点（150字程度）

把握した利用者ニーズを製品のどの部分（機能）に反映させたか簡潔に記載してください。

【記載例】

- ・ 利用者の「前向きな気持ちで外出したい」という心理的ニーズを製品のスタイリッシュなデザイン性に反映させた。
- ・ 「自分で移動したい」というニーズを製品の●●●という構造に反映させた。

④ 環境負荷の低減に配慮した点（100字程度）

製造から廃棄までの製品のライフサイクルにおいて、環境負荷の低減に配慮した点があれば記載してください（ある場合のみ）。

【記載例】

- ・ 環境負荷の低減に寄与するため、リユース（再利用）やりサイクルが容易な●●●●●という素材を使用している。

8 基本情報・審査情報シート 記載のポイント

※HP掲載の【記載例】もご参照ください。 公開情報には（公開）マークを入れています。
※指定のURLより、データをアップロードしてご提出ください。

2. 審査情報

(3) かわさき基準の理念との適合（全て非公開）

理念3：利用者意見の反映

⑤ モニター評価実施の有無

モニター評価を実施したことの「有」、「無」を選択してください。

※「有」を選択する場合には、必ずその結果が分かる資料を提出してください。
また、続けて⑥の項目を記載してください。提出できる資料がない場合は、「無」を選択してください。

⑥ 実施したモニター評価の内容（100字程度）

モニター評価の内容（いつ、どこで、誰に）を簡潔に記載した上で、結果がわかる資料を提出してください。

【記載例】

- 令和5年5月に特別養護老人ホーム●●の入居者〇〇人に対してモニター評価を実施した。（詳細は別添資料参照）

⑦ 専門家評価実施の有無

専門家評価実施の「有」、「無」を選択してください。

※「有」を選択する場合には、必ずその結果が分かる資料を提出してください。
提出できる資料がない場合は、「無」を選択してください。

⑧ モニター評価及び専門家評価の公表の有無

モニター評価及び専門家評価の公表「有」、「無」を選択してください。

※「有」を選択する場合には、必ずそのことが分かる資料を提出してください。
提出できる資料がない場合は、「無」を選択してください。

【資料例】

- ホームページの該当部分のコピー（自社のホームページで公表している場合）
- チラシ等
- 論文等の該当部分

⑨ モニター評価や専門家意見を製品に反映させた点（200字程度）

モニター評価での利用者意見や専門家の意見を製品に反映させた点を記載してください。

【記載例】

- モニター評価での「持ち運び（重量）に対して課題がある」との利用者意見に対し、〇〇kgから〇〇kgへ軽量化することで製品に反映した。

理念4：自己決定

⑩ 情報提供において配慮した点（150字程度）

ホームページ、パンフレット等において、製品に関する情報を容易に入手できるように配慮した点を記載してください。また、製品の使用にあたり利用者の情報を取得する場合は、どのような説明を行っているかが分かるように記載してください。

【記載例】

- 自社のホームページにおいて、製品の使用方法や着用方法を分かりやすく動画で説明することで、利用者が製品を購入しやすくなるように配慮した。また、個人情報の取得にあたっては、●●の段階で●●を提示し、情報の取扱について説明を実施。同意頂けた場合のみ、同意書を書面で取得している。

⑪ 使用、修理において配慮した点（100字程度）

使用方法、修理の問合せ等で配慮した点を記載してください。

【記載例】

- 自社のホームページや取扱説明書で問合せ先を明記するとともに、QAを掲載することで、利用者が製品の使用方法や修理等の問合せを容易に行えるように配慮した。

8 基本情報・審査情報シート 記載のポイント

※HP掲載の【記載例】もご参照ください。 公開情報には（公開）マークを入れています。
※指定のURLより、データをアップロードしてご提出ください。

2. 審査情報

(3) かわさき基準の理念との適合（全て非公開）

理念5：活動能力の活性化

⑫ 製品を使用することで期待される効果や効能（80字程度）

製品を使用することで期待される効果や効能を記載してください。

※ 簡潔かつ具体的に記載してください。最大5つまで記載可能です。

注意事項：病気の予防や治療に効果がある旨等医療機器的な効能・効果の記載や医療機器を想起させるまぎらわしい効能・効果・性能などの記載は薬事法違反となる可能性がありますので、記載時の表現にはご注意ください。

【記載例】

- ・ 洗練されたデザイン性で外出が楽しくなる。
- ・ 下肢障害のある方でも自然と自分の足が動くことを体感できる。
- ・ 簡単に着脱できることで、介護職員の負担にならない。
- ・ 全く違和感なく着用できる。
- ・ オムツ等の消費財が減少する。
- ・ 背上げの際の圧迫感や体のずり落ちを軽減できる。
- ・ 日常生活の不便さが解消され、利用者のQOLが減少する。
- ・ コンテンツ内容が充実しており、利用者が自発的に参加したくなる。

⑬ 製品の新規性（既存の類似製品にはない特徴）（200字程度）

既存の類似製品にはない特徴（製品の機能、デザイン、価格等）を具体的に類似製品と対比した上で記載してください。

【記載例】

- ・ 既存の類似製品には類をみない●●を製品の機能に追加しており、利用者がより快適なリクライニング姿勢をとることができる。
- ・ 既存の類似製品は100,000円程度の価格設定であるところ、約半額の50,000円で提供しており、「販売価格」に新規性がある。

⑭ 提案する社会的価値

製品の活用により提案する社会的価値を「新たな在宅ケアモデルの構築」、「介護者・介助者負担の軽減」、「ダイバーシティ社会の実現」から選択してください。

※ 最も当てはまるものを一つ選択してください

理念6：利用しやすさ

⑮ 購入のしやすさ（販売価格等）において配慮した点（200字程度）

製品が身近なところで速やかに提供されるように配慮した点について記載してください。

【記載例】

- ・ 製品の市場性を確保し、利用者が購入・補修が安価で行うことができるように利用者が購入しやすい価格で提供することで、経済性に配慮した。

理念7：安全・安心

⑯ 安全性に関して配慮した点（200字程度）

製品利用に際して、安全性や機能性の確保に関して配慮した点を200字以内で記載してください。また、生産物賠償責任保険に加入している場合は証明（写）等を併せて提出してください。

【記載例】

- ・ 長期的（反復的）な使用や想定しにくい使用の場合にも安全性が担保できるように●●●の素材を使用する工夫を行った。

8 基本情報・審査情報シート 記載のポイント

※HP掲載の【記載例】もご参照ください。 公開情報には（公開）マークを入れています。
※指定のURLより、データをアップロードしてご提出ください。

2. 審査情報

(3) かわさき基準の理念との適合（全て非公開）

理念8：ノーマライゼーション

⑰ 利用者が生活環境（自宅、施設等）で製品を使用できるよう配慮した点（200字程度）
製品利用を通じて、できる限り住み慣れた環境で社会生活を営むことができるよう配慮した点を記載してください。

【記載例】

- 製品の機能に●●●を追加することで、自宅や施設などの生活環境で、自立した暮らしを送れるように配慮した。